

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	置戸町

置戸町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	産業振興課農業振興係
所 在 地	置戸町字置戸 1 8 1 番地
電 話 番 号	0157-52-3313
F A X 番 号	0157-52-3353
メールアドレス	nousei@town.oketo.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ
計画期間	令和5年度～7年度
対象地域	置戸町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積	金額
エゾシカ	馬鈴しょ	4.5ha	15,135千円
	てん菜	11.9ha	14,963千円
	麦類	2.69ha	2,532千円
	牧草	4.2ha	2,184千円
	デントコーン	0.5ha	310千円
	玉葱	2.3ha	13,563千円
	小豆	0.2ha	225千円
	大豆	0.4ha	337千円
ヒグマ	てん菜	0.15ha	189千円
	スイートコーン	5.0ha	2,670千円
	デントコーン	0.05ha	31千円
	麦類	1ha	942千円
キツネ		ha	千円

(2) 被害の傾向

エゾシカは、てん菜を中心として多くの農作物に被害が及んでいる。ヒグマについては、スイートコーンを中心に被害が発生している。キツネは令和4年度の被害は確認できなかったものの、例年農作物の食害被害が確認されるほか、畜舎内や市街地にも出没している。

前被害防止計画の現状値（令和元年度）と比較すると、エゾシカ、ヒグマともに食害被害は増加している。特にエゾシカによる被害は甚大で、被害対策として防鹿柵設置による被害防止に努めているものの、個体増殖等により更なる被害拡大が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
エゾシカ	26.69ha	49,249 千円	18.68ha	34,474 千円
ヒグマ	6.2ha	3,832 千円	4.3ha	2,682 千円
キツネ	ha	千円	ha	千円
アライグマ	ha	千円	ha	千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施体及び猟友会置戸部会の協力を得て、銃器や箱わなによる捕獲を実施している。	高齢化に伴う会員減少による人材不足。担い手の育成。
防護柵の設置等に関する取組	道営事業による防鹿柵設置及び農家個人による電牧柵の設置。	河川からの侵入や、未設置地域での個体増殖により、被害が発生している。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

既設の防鹿柵の適正な維持管理により野生鳥獣との住み分けを図るとともに、従来から実施している銃器や箱わなでの捕獲により適正な個体数調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊及び猟友会置戸部会等関係団体の協力を得て、従来どおり銃器や箱わなによる捕獲体制を実施する。
捕獲に係る各種免許を取得する際、奨励金を助成し、ハンターの養成、確保を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	エゾシカ ヒグマ キタキツネ	猟友会置戸部会への報奨金の交付 箱わなの設置
6年度	エゾシカ ヒグマ キタキツネ アライグマ	猟友会置戸部会への報奨金の交付 箱わなの設置
7年度	エゾシカ ヒグマ キタキツネ アライグマ	猟友会置戸部会への報奨金の交付 箱わなの設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
有害鳥獣の個体数把握と、過去の捕獲実績を勘案して捕獲計画頭数の設定をする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	800	1,000	1,000
ヒグマ	30	30	30
キタキツネ		90	90
アライグマ		90 (0)	90 (0)

捕獲等の取組内容
被害状況に応じて、捕獲箇所・捕獲方法（銃器、箱わな）を検討し、対象鳥獣を捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
数の調整及び被害防止のためにライフルを用いてシカやクマの捕獲に努める。期間は3月1日～10月31日までを予定し、区域は置戸町一円とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	既存の防鹿ネットフェンスの見回り補修	既存の防鹿ネットフェンスの見回り補修	既存の防鹿ネットフェンスの見回り補修

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

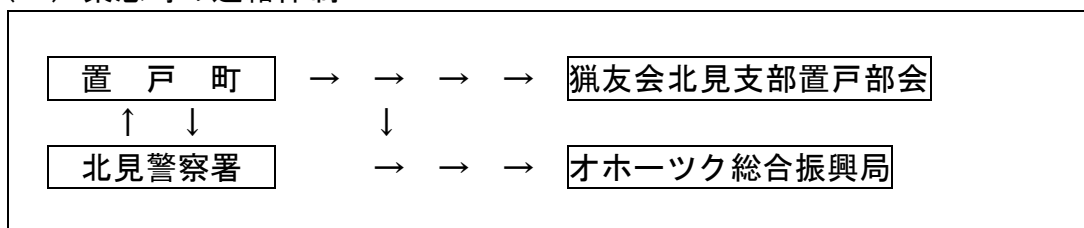
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
置戸町	関係機関との連絡調整、捕獲指示、住民への注意喚起
猟友会北見支部置戸部会	安全確保のための巡回。駆除
北見警察署 置戸駐在所、勝山駐在所	住民の安全確保に必要な措置 広域連携
オホーツク総合振興局	出没状況等の情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、処理業者へ委託の方法により適正に処分する。 エゾシカ肉は、食用としての活用が期待されることから、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理に基づき調査研究を進める。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

置戸町鳥獣被害防止対策協議会	
置戸町	それぞれ代議員を選出し、以下の事業を行う。 ① 鳥獣被害防止対策に関する事 ② 被害防止計画の目標を達成するために必要な事
きたみらい農業協同組合	
置戸地区事務所	
新生紀森林組合	
猟友会北見支部置戸部会	
置戸町鹿防護柵設置管理組合	
網走農業改良普及センター	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害捕獲、一斉捕獲などに取り組む。令和4年度の任命数は31名で農業従事者や会社員の隊員も含まれている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--